

## 《Q.17》暴力行為への取組

子どもたちによる暴力行為にはどのように取り組んだらよいですか

### 1 暴力行為等による問題行動

近年、子どもたちによる暴力行為が問題になっています。家庭内や校内の暴力や喧嘩などの暴行・傷害により、被害者を生み出しています。

こうした事件の背景として、子どもたちの不安定な心、短絡的に行動する傾向、孤立化した人間関係などが考えられます。

県教育委員会では、平成12年5月31日付けで、県内PTA6団体に「多発する少年の事件に関わる対応について」の取組みをお願いし、「命の大切さ」を中心とした心の教育の充実をはかっています。

また、文部科学省は「思春期の子どもと向き合うために」（平成13年9月1日発行）を作成し、家庭教育に関する各種学習機会やPTA等の研修会等への資料として提供しています。

PTAや地域では、次のような取組みが大切です。

#### 【PTAにおいて】

- ・単位PTAで保護者会や学習会等を開催し、事件防止策を検討する。場合によっては、児童・生徒が参加し保護者と子どもが対話できる形式のものを取り入れることも考えられる。
- ・学校や地域の関係機関等と連携し、子どもたちの校外の生活指導を充実させる。
- ・家庭や地域の教育力を高める会議などに参加し、事件防止に向けた取組を推進する。

#### 【家庭において】

- ・生命の大切さについて話し合う。
- ・親子の会話を十分にし、子どもの気持ちを理解する。

#### 【地域において】

- ・地域行事への積極的な参加により、子どもたちの他者への思いやりの気持ちを育てる。
- ・地域の人々との連携のもと、子どもたちの不審な行動を見逃さず、学校や警察などの関係機関に連絡する。

## 《知っていますか》

### —— 深刻な「暴力行為」 ——

子どもたち同士の暴力や見知らぬ人への暴力、教職員に対する暴力、また学校内の施設や設備等を損壊させるなどの「暴力行為」が数多く報告されており、憂慮すべき状況にあります。

近年の暴力行為の顕著な特徴として、教師に対する暴力行為の増加、一見ごく普通と思われる子どもがストレス感を抑制できず、突発的にキレる状態になり暴力を振う、昭和50年代後半の荒れる学校での「集団による行為」から「個人による行為」へという様子の変化が見られます。

#### 戦後第4の上昇局面を迎えている少年非行

平成16年に県警に検挙・補導された非行少年の数は、10,930人で平成15年に比べ222人減少しました。また、成人を含む全刑法犯検挙人員に占める少年の割合は32.2%となっています。

特に、近年急激に増加し、県民が身近なところで不安を感じている路上強盗、ひったくり等のいわゆる街頭犯罪における総検挙人員の約6割以上を少年が占め、凶悪、粗暴化、低年齢化の傾向にあり、依然として深刻な状況にあります。

こうした行為の背景の一つとして、おとなのモラルの低下なども考えられます。PTAとして、保護者自身の規範意識を高めていくと共に、子どもたちの「善悪の判断」や「思いやり」などを育てたり、子どもたちを取り巻く社会環境を健全にしたりするなどの取組を積極的に行う必要があります。